令和８年第９回農業委員会総会　議事録

開催日時　　令和８年９月29日（火）　午前９時００分～９時４０分

開催場所　　いちき串木野市役所　市来庁舎　２階研修室

出席農業委員（12人）

会　　長	１２番	岩　下　市　蔵
会長代理	１１番	川　畑　千　秋
	１番	西　　美　香
	２番	野　元　京　子
	３番	木　場　由美子
	４番	樋ノ口　正　信
	５番	古　賀　久美子
	６番	久木山　純　広
	７番	池　田　一　成
	８番	上迫田　　薫
	９番	外　薗　健　藏
	１０番	池　田　善　之

出席農地利用最適化推進委員（３人）

串木野地区１	古　川　千　明
串木野地区２	藤　園　宗　男
市来地区	橋　口　　守

出席職員　　篠原局長、松原主査、原田主査、棚町主査

議事録署名委員の指名（４番　樋ノ口　正信　委員・５番　古賀　久美子　委員）

議事日程

日程第１ 報告議案第13号　農地法第18条第６項の規定による合意解約通知・中間管理法について

日程第２ 議案第42号　農地法第３条第１項の規定による許可申請（２件）について

日程第３議案第43号　農地法第５条第１項の規定による許可申請（２件）について

日程第４ 議案第44号　非農地証明願（５件）について

日程第５議案第45号　農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案について

会議の概要

局長　　おはようございます。ただ今から、令和８年第９回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに、会長よりあいさつをお願いいたします。

会長　　（あいさつ）

局長　　ありがとうございました。それでは、総会の方を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第５条により、会議の議長は会長が行うことになっております。会長、よろしくお願いします。

議長　　それでは会議規則に基づきまして、議長を務めさせていただきます。事務局より農業委員の出席状況をお願いします。

局長　　農業委員定数 12 名で、現在数 12 名に対し出席委員数 12 名、全員出席で過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第３項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第７条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の３名の方々も、出席されていることをご報告いたします。

議長　　会次第に従いまして、議事を進めさせていただきますが、まずは議事録署名委員の指名を行いたいと思います。いちき串木野市農業委員会会議規則第 15 条第２項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長　　それでは議事録署名委員は、４番　樋ノ口正信　委員と、５番　古賀久美子　委員にお願いしたいと思います。

それでは議事に入りたいと思います。日程第１報告議案第 13 号農地法第 18 条第６項の規定による合意解約通知・中間管理法についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査　　１ページをご覧ください。日程第１報告議案第 13 号農地法第 18 条第６項の規定による合意解約通知中間管理法分は１件１筆 779 ㎡です。今後耕作者を変更し、貸借契約を行う予定となっております。よろしくお願いします。

議長　　ただ今事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入りたいと思います。何か質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長　　ないようですので、日程第１報告議案第 13 号農地法第 18 条第６項の規定による合意解約通知中間管理法分については報告のとおり受理することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長　　異議なしということですので、日程第１報告議案第 13 号については、報告のとおり受理することといたします。
続きまして日程第２議案第 42 号農地法第３条第１項の規定による許可申請についてを議題とします。今回は２件申請があがっておりますので、事務局の説明、その後調査委員からの調査報告をお願いして、２件終了後質疑に入りたいと思います。では、No.1 について事務局の説明をお願いします。

棚町主査　　日程第２議案第 42 号農地法第３条第１項の規定による許可申請についてです。今月の申請は２件です。２ページをご覧ください。No.１についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ、所有する農地を贈与により譲り渡したいという申請です。申請地は農用地区域内農地です。申請地の隣にも譲受人の耕作地があります。調査は【正】を古賀委員、【副】を上迫田委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長　　現地調査の報告をお願いします。

古賀委員　　５番古賀です。農地法第３条第１項の規定による許可申請No.１について、９月 21 日（月）午前 11 時より、譲受人立会いで上迫田委員と調査をしましたので報告いたします。資料の２～３ページをご覧ください。今回の申請地は農用地区域内農地で、隣の〇〇番も譲受人が耕作されています。営農計画は、販売用の花卉、ユーカリ等を栽培します。取得する農地に必要とする労働力は１人となっており、農機具の保有状況はトラクター、草刈り機等です。自宅からの通作距離は約 2.5 ㎞、車で５分程度です。何ら問題はないと思いますが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

議長　　ありがとうございます。次にNo.２について、事務局の説明をお願い

します。

棚町主査　　４ページから７ページをご覧ください。№.２についてご説明いたします。譲渡人が経営する法人へ、自身の所有する農地を売買により譲り渡したいという申請です。申請地は農用地区域内農地と農用地区域外農地です。調査は【正】を外薗委員、【副】を岩下委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長　　現地調査の報告をお願いします。

外薗委員　　９番外薗です。農地法第３条第１項の規定による許可申請№.２について、９月 24 日午前８時より、代理人の行政書士と譲渡人立会いのもと、岩下会長と私が調査を実施しましたので報告いたします。申請地の位置図は４～７ページになります。農地区分は農用地区域内農地及び農用地区域外農地です。申請地 11 筆を個人から譲渡人が代表をされる法人への売買です。営農計画は、畜産業のため牧草の栽培です。現状は、地図上で①、②、⑦、⑧、⑨は水稲が作付けされていて、他は休耕されています。休耕地については、今後作付けされるようにお願いいたしました。労働力は 18 人従事され、耕作するための農業機械及び重機等所有されています。特に問題ないと思われますが、皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議長　　ありがとうございます。事務局の説明及び調査委員からの調査報告が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思いますが、まず№.１について何かご質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長　　ないようですので、№.２について何かご質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長　　ないということですので、日程第２議案第 42 号農地法第３条第１項の規定による許可申請２件については、申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長　　異議なしということで、日程第２議案第 42 号については、申請のとおり許可することといたします。

次に、日程第３議案第 43 号農地法第５条第１項の規定による許可

申請についてを議題とします。今回の申請は２件であります。事務局の説明、その後調査委員からの調査報告をお願いして、２件終了後質疑に入りたいと思いますので、No.1 について事務局の説明をお願いします。

原田主査　　日程第３議案第 43 号農地法第５条第１項の規定による許可申請２件についてであります。８ページをお開きください。No.１についてご説明いたします。譲受人は不動産業及びリフォーム業を営んでおり、いちき串木野市や薩摩川内市を対象に事業を拡大予定であるが、本社が鹿児島市にあることから、申請地を買い受けて資材置場及び駐車場として使用したいための申請であります。第２種農地で、その他の農地であります。代替地も検討しましたが条件に合致せず、他に適当な土地も見当たらなかった状況です。調査委員は【正】を久木山委員、【副】を西委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長　　現地調査の報告をお願いします。

久木山委員　　６番久木山です。農地法第５条第１項の規定による許可申請No.１について、９月 25 日（金）午前８時 15 分より、申請代理人と西委員と３名にて調査いたしました。申請地については８ページ、９ページを参照してください。今回の申請は、譲受人が不動産業及びリフォーム業を営んでおり、今後いちき串木野市や薩摩川内市を対象に事業拡大予定であり、本社が鹿児島市にあるため、申請地を買い受けて資材置場及び小型トラック２台の駐車場として使用したいとのことであります。農地区分は第２種農地で、その他の農地であります。造成計画は切土を 50 cm程行い、被害防除は擁壁を設けます。雨水排水は道路の側溝に自然放流します。東側は公衆用道路、西側畑、南側畑、北側宅地で緩衝地を設けるため、調査したところ何も問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長　　ありがとうございます。次にNo.２について、事務局の説明をお願いします。

原田主査　　10 ページをお開きください。No.２についてご説明いたします。借人は申請地の近くにテナントを所有しておりますが、お客様用の駐車場が無いため、賃貸借により駐車場として使用したいための申請であります。第３種農地で、第２種住居地域内にある農地であります。調査委員は【正】を木場委員、【副】を池田一成委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長　　現地調査の報告をお願いします。

木場委員　　３番木場です。農地法第５条第１項の規定による許可申請№.２について９月 22 日午前 11 時より、申請人立会いのもと、池田一成委員と私が調査をしましたので報告します。申請地は第３種農地、第２種住居地域です。位置図は 10、11 ページを参照してください。転用の目的は、借人は申請地の近くにテナントを所有しているが、お客様用の駐車場が足りないため、賃貸借により駐車場として使用したいためです。現在テナントが５店入っており、駐車スペースを 10 台程必要とのことです。申請地は現状のまま利用する計画で、周囲には農地が無く、特に問題はないと思います。賃貸借で５条申請を行う際は、共同で申請をし、転用目的の制限があります。賃貸借契約書が添付されており、調査の結果問題はないと見てきました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長　　ありがとうございます。ただ今事務局の説明及び調査委員からの調査報告が終わりましたが、これより質疑に入りたいと思います。まず№.１から何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長　　ないようですので、次に№.２について何かご質疑ございますか。

木場委員　　（スクリーンを指して）地図の番地が議案書と違いますが。

議長　　どっちが正しいかということですね。

原田主査　　角が〇〇です、すみません。

議長　　申し訳ないです、そういうことですので皆さんの方から他に何かありませんか。

外薗委員　　ビルには駐車場は無いんですか。

野元委員　　アパートにはあるんですが、テナントの方には無いです。

議長　　他にご質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長　　ないようですので、日程第３議案第 43 号農地法第５条第１項の規定による許可申請２件については、申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長　　異議なしということで、日程第３議案第 43 号については、申請のとおり許可することといたします。

次に日程第４議案第 44 号非農地証明願５件についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

原田主査　　日程第４議案第 44 号非農地証明願５件についてであります。12 ページをお開きください。No.１についてご説明いたします。こちらは既に違反転用と判断されております。本件申請地は平成９年 10 月頃から、農地法の許可を取らないまま○○及び○○が資材置場、駐車場として賃借している状況で、始末書が添付してあります。

14 ページをお開きください。No.２についてご説明いたします。こちらは既に違反転用と判断されております。本件申請地は平成 18 年に亡くなった義父が農地法の手続きを失念し、昭和 56 年に隣接地と合わせて駐車場にしてしまいました。現在まで貸駐車場として利用しております。

16 ページをお開きください。No.３についてご説明いたします。こちらは既に違反転用と判断されております。本件申請地は亡くなった父が農地法の手続きを知らず、20 年以上前に宅地及び駐車場にしてしまいました。今年の３月に分筆し、現在まで駐車場として利用しております。

18 ページをお開きください。No.４についてご説明いたします。こちらは既に違反転用と判断されております。本件申請地は亡くなった父が農地法の手続きを知らず、20 年以上前に宅地及び駐車場にしてしまいました。今年の３月に分筆し、現在まで宅地として利用しております。

20 ページをお開きください。No.５についてご説明いたします。こちらはまだ違反転用と判断されていない土地で、農業委員会総会での審議が必要となります。本件申請地は平江○○番の亡くなった所有者が、昭和 56 年に家を建てた際、境界を誤って擁壁を設置してしまい、現在まで宅地と一体的に建物敷地として利用しております。調査委員は【正】を野元委員、【副】を樋ノ口委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長　　№５について、現地調査の報告をお願いします。

野元委員　　２番野元です。日程第４議案第 44 号非農地証明願№５について、９月 25 日（金）午前９時 30 分より、代理人立会いのもと、樋ノ口委員と調査をしましたので報告いたします。申請地の位置図は 20～21 ページになり、第３種農地、第１種中高層住居専用地域内にある農地です。平江〇〇番の亡くなった所有者が、昭和 56 年に家を建てた際、境界を誤って擁壁を設置してしまい、現在まで宅地と一体的に建物敷地として利用しているとのことです。今後農地としての利用はできないと思われますが、皆様方のご審議、よろしくお願いいたします。

樋ノ口委員　　（スクリーンを指して）すみません、１つですね、ここが宅地なんです。

野元委員　　（スクリーンを指して）こっちが道路の所もです。

樋ノ口委員　　（スクリーンを指して）ここは宅地が田んぼになっているんです。

外薗委員　　道路から下がっている所ですね。

野元委員　　今回、平江の橋が渡れるようになるということで、都市建設課が色々調査をしたところ、こういう状態になっていると課長が気がつかれたみたいで、道路の先は〇〇の敷地なんですよ。そこもそのままになっていたようです。ですから今回初めてわかったようです。高い擁壁なので、それを崩すこともできないですし、段差が相当あります。

外薗委員　　この場合は、これだけで済むんですか。

野元委員　　都市建設課の方で、手続きしています。

外薗委員　　全部してくれるんですか。

野元委員　　そうですね、今回は。

樋ノ口委員　　市道ですから、その時に市が名義を変更しておかないといけなかったんですけど。

野元委員　　その時にしておけば早くわかったんでしょうけど。

樋ノ口委員　　今度の橋の工事で周辺を調べたところ、出てきたそうです。

原田主査　　（スクリーンを指して）すみません、ここも実際分筆をしてあって、ここの方と交換する予定になっております。

議長　　今、調査委員並びに事務局から話がありましたけれども、何か他にございますか。

野元委員　　この建物の持ち主は高齢で入院中ということで、市の方で色々対応しているようです。

議長　　他に何か皆様の方から聞きたいことはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長　　ないようですが、日程第４議案第 44 号非農地証明願５件については、申請のとおり非農地証明を発行することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長　　それでは異議なしということですので、日程第４議案第 44 号については、申請のとおり非農地証明を発行することといたします。
次に日程第５議案第 45 号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査　　22～24 ページをご覧ください。日程第５議案第 45 号令和８年 12 月１日開始の農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案についてです。24 件、25 筆 25,687 ㎡で、新規の契約 16 件、継続の契約は８件です。よろしくお願いします。

議長　　説明が終わりましたが、皆様の方から何かご質疑等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長　　ないようですが、日程第５議案第 45 号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案については、報告のとおり決定することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長　　異議なしということですので、日程第５議案第 45 号については、原案のとおり決定することといたします。

以上で、議事が終わりました。

議事録署名委員

・ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿